

- 本号の内容
- 1 「兵庫の会」が結成……………p2
 - 2 平和フォーラムが大阪地裁判決報告集会……………p2
 - 3 浜松で学習会……………p3
 - 4 大阪地裁判決抗議声明（全日建本部、近畿地本、関生支部）……………p3

なぜ、いま戦後最大規模の刑事弾圧が 労働組合に加えられているのか!?

641日勾留された武委員長が語る

「関西生コン事件」で逮捕された武建一委員長は今年5月29日、641日ぶりに保釈された。その1か月後に収録されたロングインタビューをまとめた本が12月10日発刊される。

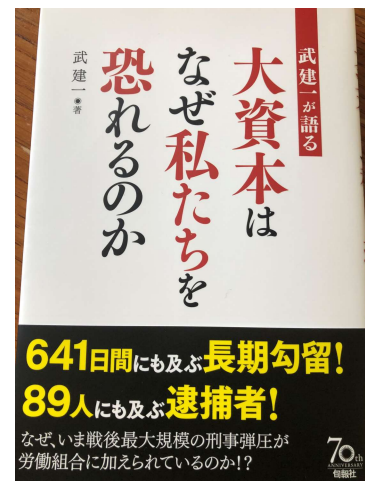
- ・一連の事件は、なぜ起きたのか？
- ・関生支部とはどのような労働組合なのか？
- ・武建一という人物はいったい何者なのか？

そんな疑問に事実をもって答える1冊。ぜひ、お読みください。

『武建一が語る 大資本はなぜ私たちを恐れるのか』

発行・旬報社、四六判 218 ページ、定価 1500 円＋税

＊全日建にお申し込みいただければ頒価 1500 円（送料込み）でお届けします。多部数の場合はお問い合わせください。



【目 次】

第1章 刑事弾圧

641日にも及んだ勾留生活／なぜ私は逮捕されたのか／協同組合の変質／労組破壊に参加したレイシスト

第2章 「タコ部屋」の過酷労働

私の生い立ち／「練り屋」と呼ばれて／労働運動に目覚める／関生支部の誕生／初めての解雇

第3章 闘いの軌跡

万博不況とオイルショック／ヤクザと生コン／経済界が恐れる産業別労働運動

第4章 大同団結

安値乱売で「がけっぷち」／大阪広域協組の誕生／シャブコン／2005年の弾圧事件／ゼネスト決行／目指すべき場所

解題・安田浩一（ジャーナリスト）

＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊

「労働組合は賃上げ要求だけしていればよい」といった声が聞こえてきます。しかし、一部の企業が賃上げを果たしても、業界全体が潤わなければ、生コン産業の未来はありません。

そのために私たちは産業別労組という枠組みで、常に広い視野を持って闘っているのです。誰かを犠牲にすることで生存が許される社会などごめんです。労働者も、中小企業もともに発展していきたい。生き続けたい。生コン業界で働くすべての人が、人間らしく生きることのできる社会、希望を持つことのできる社会、それこそが私たちの到達目標です。（本文より）

発行：全日建（全日本建設運輸連帯労働組合） お問い合わせ 03-5820-0868

「兵庫の会」が結成（10/30）

10月30日、「労働組合つぶしを許さない兵庫の会」が神戸市勤労会館で結成された。

よびかけ人の1人、神戸大学大学院の岩佐卓也准教授が主催者あいさつ。関生支部が目敵にされたのは企業横断的な賃金決定や、中小企業の生コン業者を団結させて価格と品質を安定させる活動をしてきたことにあると指摘。1年前の10月から賛同人会議をもって準備してきたがコロナ禍で今日の結成になったと経過を説明した。



森哲二書記次長（自治労兵庫県本部）は連帯のあいさつで、「関西生コン事件に関生支部の問題ととらえてしまう弱さが労働運動の側にある。関生は特別なではなくて17%にまで落ち込んだ労働組合をつぶすことがねらい。兵庫の会のネーミングに『関生』を付けないのはその問題意識からだ」と提起した。

ひょうごユニオンの小西純一郎事務局長も「関生はやりすぎ、われわれはそうならないだろうという受け止め方がある。労働運動にクサビを打ち込まれていると痛感する」としたうえで、活動方針として、全県的な学習会の開催、各地域・職場でのオルグ団の受け入れをすすめると同時に、全国の運動と連携していくと提案した。

よびかけ人と賛同団体は以下のとおり。

<よびかけ人>

赤松範夫（弁護士）、岩佐卓也（神戸大学大学院人間発達環境学研究科）、上原康夫（弁護士、ひょうご労働法律センター代表）、碓氷良介（全港湾神戸支部委員長）、岡崎進（ひょうごユニオン委員長）

<賛同団体>

フォーラム平和・人権・環境ひょうご、自治労兵庫県本部、兵庫県職員労働組合、尼崎地区労働組合人権平和センター、ひょうごユニオン、あかし地域ユニオン、但馬ユニオン、武庫川ユニオン、姫路ユニオン、ユニオンあしや

平和フォーラムが報告集会（11/8）

大阪事件一審判決に抗議して



11月8日、平和フォーラムは、護憲大会2日目終了後の午後、「大阪ストライキ事件判決抗議報告集会」を滋賀県教育会館で開催した。

小谷野毅書記長（全日建）の経過報告、太田健義弁護士の判決報告につづき、道田哲朗（神奈川県平和運動センター事務局長）、岩生大治（徳島人権・平和運動センター議長）、鈴井孝雄（静岡県平和・国民運動センター事務局長）の各氏が連帯あいさつ。関生支部の武建一委員長がお礼と閉会のあいさつを述べた。

なお、全日建は11月3日、中央本部、近畿地本、関生支部の連名で、大阪2次事件一審判決に対する抗議声明を発表している。（抗議声明全文はp3～4）

「浜松でも支援する会を」(11/15)

11月15日、遠州連帯ユニオン、郵政ユニオン、国労浜松支部、ユニオンはままつの4労組の呼びかけで「関西生コン労組への弾圧をゆるさない！浜松学習会」が浜松市内で開催され、40人が参加した。



4労組を代表して郵政ユニオンの鈴木英夫代表が主催者あいさつ。「西部地域の労働者は、まだ関西生コンへの権力弾圧のことを知らない人がたくさんいる、もっと多くの人に知ってもらう必要がある。静岡では昨年12月に支援する会が結成されている、浜松でも支援する会づくりに取り組もう」と参加者に呼びかけた。

一連の刑事弾圧で3回も逮捕された関生支部の大原執行委員が自身の逮捕・勾留時の状況などをまじえて報告。「こんなにひどいことされて、仲間も一生懸命たたかっているのに俺だけやめられへん。絶対に権力に勝つ」と力強く決意表明した。

増本雅敏弁護士は講演で、憲法28条、労働三権、労働組合法について過去の最高裁判例などを照会しながら詳しく解説。「憲法は国家を縛るもの。しかし、前安倍政権・菅政権は自分たちの都合のいいように勝手に法律の解釈を変更して、いわゆる“法の支配”を無視している。司法も労働三権を守ろうとしないし、資本の側はそもそも労働三権を必要としない。厳しい状況だが、しっかり対峙していこう」とよびかけた。

大阪ストライキ2次事件判決に対する抗議声明

全日建／全日建近畿地方本部／全日建関生支部

1. 去る10月8日、大阪ストライキ2次事件で、大阪地裁刑事11部（佐藤卓生裁判長）は、関生支部の西山直洋執行委員ほか1名に対し、懲役2年6月（ただし未決勾留日数中、西山は150日、ほか1名は70日を参入）、執行猶予5年という有罪判決を下した。

大阪2次事件は、関生支部と全港湾大阪支部が2017年12月、「運賃引き上げの約束を守れ」と要求して決行したストライキおよびこれに伴う団体行動が威力業務妨害事件とされたものである。

2. 判決は、「被告人両名は、執行委員長武建一らと共謀の上、バラセメント業務や生コンクリート出荷業務を妨害しようと考え」という書き出しではじまる。そして、「車輛の前に立ちはだかったり、取り囲んだりするなどしてその走行を物理的に妨げ、道路上に停車せざるを得なくさせ」るなどの行為が「多数で一斉に行われ・・・大声で乱暴な言動を伴うものであったから、心理的な意味においてもバラセメント輸送業務を強烈に阻害したものと認められる」。さらに、「時折声を荒げたり、もみあいになったり、押し合いになったりする場面が生じていて」、「説得活動にすぎないとはおよそ認めがたい」から威力業務妨害行為にほかならないとしている。

他方、弁護団が主張した、事件現場とされた宇部三菱大阪港SSにおける関生支部の行動は、企業横断的な産業別労働組合として運賃引き上げを要求するストライキへの同調を求めた正当な団体行動だとの点については、判決は、バラセメント輸送会社などには関生支部の組合員が存在しない、だから同社らは「関生支部との関係で争議行為の対象となる使用者とはいえない」

ので、正当な組合活動とは認められる余地はないと切って捨てている。組合活動の正当性に関するこの判断は、判決文 27 ページのうち 1 ページにも満たない。

3. この大阪地裁判決は、そもそも関生支部をはじめとする労働組合側と大阪兵庫生コン経営者会（大阪広域協組の交渉窓口）が、2015 年春闘以降の集団交渉において、生コン価格が上昇したらバラセメントや生コンの輸送会社の輸送運賃を引き上げるとの労使協定をくりかえし交わしていたという事実についてはひと言もふれていない。関生支部と全港湾大阪支部がスト突入を決めたのは、これら労使協定の存在にもかかわらず大阪広域協組側が言を左右にして協定を履行しなかったからであった。しかし、大阪地裁判決は、ストライキに先立つこれら経緯については一切ふれず、事件現場とされた宇部三菱 大阪港 S S や中央大阪生コンとはまったく無関係な第三者がいきなりあらわれて、乱暴狼藉を働いたかのように描き出すのである。前提事実を無視したうえで、関生支部に対する予断と偏見をもって書かれたこの判決は、労使協定を守らぬ大阪広域協組を免罪する許しがたいものというほかない。

しかも判決は、関生支部の行動について、敵意を剥き出しにした筆致で、「組織的、計画的に行動したもので悪質である」とまで書いているのだが、その事実認定はお粗末極まりない。たとえば、事件当日、宇部三菱大阪港 S S には、専属輸送会社の管理職、さらには宇部三菱や、S S に隣接する関西宇部（宇部興産の生コン子会社）の社員たちまでもが大量に動員されており、その数は組合員の数を上回っていた。そして、かれら管理職らは、組合員が、S S にやってきたバラセメント車に近づいて、運転手にストライキに同調するよう説得するためにビラを渡したり、話しかけたりするのを、その間に割り込んで妨害したのであった。そればかりか、かれら管理職らは事前に打ち合わせていたとおり、5～10 人がバラ車の真ん前に立ちはだかり、自ら車輛の走行を止めながら、「車輛が通行します」などと書かれたプラカードを掲げながら「業務妨害はやめてください」と連呼し、その様子をビデオに記録させたのだった。かれら管理職らの挑発と妨害に組合員が怒りの声を上げるのは当然である。しかも、のちの刑事裁判の証人尋問においては、当日のセメント出荷予定がなかった疑いさえ浮き彫りにされており、威力業務妨害事件は「自作自演」とさえ言いうるものである。

4. 最大の問題は、この判決が産業別労働組合の運動についての無知と無理解のうでで書かれているという点にある。

判決は、宇部三菱セメント大阪港 S S と中央大阪生コンには関生支部の組合員がいなかったことをもって、両社が「関生支部との関係で争議行為の対象となる使用者とはいえない」として、雇用関係の不存在、イコール労使関係にはないと短絡的にとらえ、したがって正当な組合活動として「その違法性が阻却される余地はない」と決めつけている。しかし、関生支部は産業別労働組合である。産業全体の労働条件の底上げと平準化を図ることや、そのために産業をとりまく取引環境の整備と改善を目的として、組合員が存在するかどうかにかかわらず、業界を構成する企業などに団体行動をもって働きかけることは産業別労働運動のイロハであり、憲法 28 条労働基本権保障はこのような産業別労働組合も対象とするものである。雇用関係の有無だけをもって産業別労働組合の活動を矮小化したり否定することは到底許されるものではない。

5. われわれはこの大阪地裁判決に対し、強く抗議するとともに即日控訴手続をとっている。われわれは、不当判決を覆す新たなたたかいを断固としてやり抜く決意である。

以上

2020年11月3日